

C. 多言語解説文の整備

原則として観光庁多言語事業における成果物を活用することとしますが、活用が困難な理由が認められる場合に限り、補助事業において媒体整備に活用する英語等の解説文を作成することができます。

【本補助金の条件等について】

- ・本補助金の活用にあたって、多言語化に向けた事業全体像の中で申請事業を計画的に進めていただくために、補助事業では、**国立公園等多言語解説等整備計画として事業の全体像をとりまとめ、提出**することが必要となります。申請にあたって、対象地域や対象施設等における多言語化の全体像、申請事業の位置づけを明記し提出してください。
国立公園等多言語解説等整備計画（様式）【実施要領 別添様式】
<https://www.env.go.jp/content/000395952.xlsx>
 - ・国立公園等を訪れる訪日外国人旅行者に分かりやすく魅力的な多言語解説となるよう、環境省の作成する「国立公園等多言語解説等整備事業_手引き書」（案）
（<https://policies.env.go.jp/nature/tagengo/pdf/maintenance-project/project-02.pdf>）に基づき媒体を整備してください。
 - ・訪日外国人旅行者の利用満足度を向上させ、日本の国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化していくためには、訪日外国人旅行者の目線から分かりやすく魅力的な解説文を多言語で整備する必要があります。このため、本補助事業では、**原則として観光庁多言語事業における成果物を活用**することとしています。
観光庁多言語事業ホームページ ※多言語解説文データベース、事例集等参照
https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/tagengo_eng.html
- ※ 成果物を活用することが困難な場合に限り、「C. 多言語解説文の整備」の条件を満たすことで、本補助事業において多言語解説文を作成することができます。この場合、作成した解説文は環境省が指定する事業者による監修等を受ける必要があります。

【観光庁多言語事業における成果物の活用にあたって】

- ・観光庁多言語事業の成果物は、観光庁に著作権が帰属していますが、解説文の全部又は一部を一言一句変更せずに利用する場合は、観光庁への通知をすることなく使用することができます。
 - ・解説文の改変は原則として認められていませんが、一部例外がありますので、申請者において以下のホームページを確認し、観光庁の定める手続きを行ってください。
観光庁多言語事業ホームページ ※成果物の利用について参照
https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/tagengo_eng.html
 - ・過去に観光庁多言語事業に応募されていない地方公共団体においても、成果物を利用して補助事業で媒体整備をすることができます。
- （活用例）
- ① 環境省のビジターセンター向けに作られた国立公園の英語解説文（観光庁事業成果物）を活用してコンテンツを作成し、デジタルサイネージで表示する。
 - ② 景勝地の英語解説文（観光庁事業成果物）の一部と注意喚起文言・地図情報等が混在する案内板の整備を行う。
 - ③ 英語解説文（観光庁事業成果物）を活用した解説板と標識の一体的な整備を行う。

【作成にあたっての条件】

- ・補助事業で英語等解説文の作成を行う場合においても、用語の統一、外国人目線のわかりやすさの確保の観点から、観光庁及び環境省の最新の作成指針等に準拠するとともに、作成・監修にあたっては、原則として観光庁が推薦する人材を活用することとします。ただし、単純な禁止看板や注意事項を記載したもの等、単純翻訳で済むものについては、この限りではありません。
- ・作成した英語解説文は、最終的に環境省指定事業者による監修が行われます。原則として、監修が完了した後に媒体整備を行っていただくこととなりますので、媒体整備前に、作成した英語解説文データを財団へ提出してください（監修に要する期間は分量に応じて2週間から1カ月程度）。
- ・観光庁多言語事業で作成された解説文を活用し他の言語へ翻訳する場合は、観光庁への通知が必要となります。補助事業申請者において観光庁の定める手続きを行ってください。

《観光庁の参考資料》

観光庁多言語事業ホームページ

英語解説文 www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/tagengo_eng.html

中国語解説文 www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/tagengo_chi.html

韓国語解説文 www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/tagengo_kor.html

◇「How To 多言語解説文整備」及び解説動画

解説文の作成を通じて蓄積したノウハウをとりまとめたもの

◇地域観光資源の英語（中国語・韓国語）解説文作成のためのライティング・スタイルマニュアル

魅力的な多言語解説文を作成・執筆する際のライティング技術等細かなポイントを取りまとめたもの

◇地域観光資源の英語（中国語・韓国語）解説文作成のための用語集

平成30年度から令和6年度までに観光庁多言語事業において作成した英語解説文（337地域、9,439点）から、英語解説文作成の際に丁寧な説明が必要である用語や注意が必要な用語等を抽出したもの

◇地域観光資源の英語解説文作成のための専門人材リスト

前年度の観光庁多言語事業で解説文作成に携わった専門人材をまとめたもの

《環境省の参考資料》

環境省 国立公園等多言語解説等整備事業ホームページ 整備にかかる関連資料

<https://policies.env.go.jp/nature/tagengo/maintenance-project.html>

◇国立公園ビジュアルデザインガイドブック

国立公園の公共標識、動画、SNS、印刷物における統一されたビジュアルデザインを示し国立公園全体のブランディング力を高めるためのガイドブック

◇国立公園等多言語解説等整備事業_業務の手引き書（案）

ノウハウ、参考となる事例、専門家の意見をまとめた手引き

◇日本の国立公園 スタイルガイドの概要

英語解説文を作成する制作会社（ライター、エディター等）向けのマニュアル。魅力的でわかりやすい英語解説文の作成の進め方、各作成ステップにおける実践的な注意点、テキストスタイルの規準を理由と具体例を用いて説明

◇自然公園等多言語表記対訳語集

多言語解説文の作成を進めていくうえで参考にするための用語集

◇自然公園等施設技術指針

自然公園等施設の整備に際しての共通的技術指針

■ 補助対象経費

補助の対象となる経費は、公募要領 別表第1の「3 補助対象経費」の欄に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

【補助対象経費にかかる注意事項】

次に掲げる経費については補助対象外となります。

- ・案内板・標識等の設置に必要な土地の取得に要する経費
- ・多言語解説整備の明確な機能向上を伴わない改修に要する経費（故障、老朽化対応等）
- ・通信費等の維持に関する経費

補助対象の情報発信媒体において広告により収益が見込まれる場合、原則として当該媒体の維持管理費程度であることとします。

■ 申請に必要な書類

- ・応募申請必要書類等チェックシート
- ・（様式第1）国立公園等多言語解説等整備事業に係る応募申請書
- ・（別紙1） 国立公園等多言語解説等整備事業 実施計画書
- ・（別紙2） 国立公園等多言語解説等整備事業経費内訳書
- ・（別紙3） 国立公園等多言語解説等整備事業実施後使用見込等申告書
- ・（別紙4） 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
- ・（実施要領 別添様式）国立公園等多言語解説等整備計画
- ・補助事業に関する見積書

※申請者が地方公共団体の場合は、積算調書（設計書）でも可とします。

- ・観光庁多言語事業の活用に係る資料
作成済みの成果物を活用する場合：該当する英語解説文（作成年度、タイトルが記載されているもの）
- ・令和8年度に作成する成果物を活用する場合：作成予定の解説文のタイトル、概要がわかる資料
- ・整備内容に関する補足資料
 - ＊整備場所の位置図、配置図、各種図面（平面図、立面図、イメージパース等）
 - ＊解説文の内容（自然、暮らし、文化など）がわかる資料
- ・建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
 - ＊発行から3か月以内のもの
 - ＊施設の改修を含む場合に添付
- ・承諾書
 - ＊申請者と整備場所の所有者が異なる場合に添付
- ・現状の写真（撮影日を記載すること）

※改修の場合は必須。新たに設置する場合は設置予定箇所の写真。導線や周囲の環境が把握できる写真を複数枚提出すること。

別紙様式の作成にあたっては、「応募書類（様式1 別紙）記載要領」を必ず確認し、作成してください。令和8年度の様式をダウンロードし、作成してください。

上記のほか、申請者に関する書類の提出が必要となります。詳細は公募要領を確認ください。